

清季華北の「郷保」の任免

——中国第一歴史檔案館蔵『順天府全宗』
宝坻県檔案史料の紹介を兼ねて——

蒲地典子

清代の地方官の裁判の記録である『判語』または『判牘』には、「郷保」「地保」「郷地」「保正」等と称される在地の役職がしばしば言及されている。地方行政の補助者としてさまざまな任務を課されていた彼らはどのように選任されたのであろうか。また、民間人である彼らを無報酬で使役し、地方行政に不可欠な諸々の任務を遂行させるためには、どのような仕組が働いていたのであろうか。小稿は、中国第一歴史檔案館に保管されている順天府宝坻県檔案のなかの「郷保」の任免に関する文書を紹介しながら、いくつかの問題点の整理をこころみるものである¹⁾。

1. 『順天府全宗』について

中国第一歴史檔案館蔵の宝坻県の檔案史料は『順天府全宗』として分類されている。大まかな整理がなされていて『順天府全宗案卷目録』という74頁の手書きのノートがある。そのノートによれば、檔案は全体として333卷あり、以下に記すような14の項目に分類されている。1卷とは、文書を収蔵するために作られた紐かけの白色ポール紙製書類包1個をいう。1卷の中に入っている文書の件数は10件未満の場合もあれば100件以上に及ぶものもあるが、ケースの厚さは、筆者が見たかぎりでは、大体10cm前後であった。1枚1枚の文書は、表紙になるたて長（高さ約32cm、幅約24cm）の用紙に先着順に糊づけで貼り継いでいき、長くなつたものを折りたたんで表紙の中に納め、表紙の上部を折りたたんで高さ



約22cm、巾12cmの書類袋状にして収蔵する。表紙には巻の番号とともに最初に入っている文書を要約した標題が記されている。一つの表紙の中にまとめられている文書を「1件」として数えたのであろう。但し、筆者の閲覧したかぎりでは表紙の中に納められた文書よりも、バラバラになった文書のほうが多かった。手にとるとくずれ落ちるような文書も多く、1件の文書がまとまって表紙に包まれている場合はむしろ少ない。

檔案館ではこの檔案の保存とマイクロフィルム撮影のため1993年末から整理作業を開始した。そのため現在閲覧は停止されており、撮影が完成すれば閲覧者はフィルムのみの閲覧が許されることになるという。文書の保存のためにはぜひ必要な作業であり、フィルムはコロンビア大学、カリフォルニア大学（ロスアンジェルス校）にも配布されるとのことなのでアメリカの研究者にとっては便利になるのであるが、文書の実物が全く見られなくなるのであれば残念なことである。

この檔案文書は、法制史資料としてフィリップ・ホアン教授をはじめとするアメリカの研究者にかなり以前から注目されており、ホアン教授の著作に研究成果が反映されている²⁾。また、ホアン教授の指導の下に博士論文を執筆中の大学院生の研究（清代の地方官庁の衙役の研究やセックスに関する犯罪の研究など）には大いに期待されるものがある。これらの研究は宝坻県檔案ばかりではなく、四川省檔案館蔵の巴縣檔案および台湾の淡新檔案をも併せて検討している。日本でもこの檔案は寺田浩明氏によってその概略が紹介されている³⁾。

筆者が1993年9月から11月の間に檔案館で閲覧できたのは『順天府全宗』第87号（即ち87卷）から91号までの4包で、いずれも「順天府宝坻等閥辦理所屬郷保、首事、書手等人的選挙、撤換等問題的文件」と表記されたポール紙の包みに収蔵されている文書である。これは「法律詞訟」の部に分類されている第54巻（号）から第245巻（号）までの全192巻（号）の一部分である。

『順天府全宗案卷目録』目次表の大分類

1. 職官官制	第1巻～23巻	全23巻
2. 民政警察	第24巻～51巻	全28巻
3. 憲政	第52巻～53巻	全2巻

4. 法律詞訟	第54巻～245巻	全192巻
5. 鎮圧革命運動	第246巻～251巻	全6巻
6. 軍務	第252巻～272巻	全21巻
7. 財務金融	第273巻～301巻	全29巻
8. 工業交通	第302巻～304巻	全3巻
9. 農林商業	第305巻～314巻	全10巻
10. 外事往来	第315巻～316巻	全2巻
11. 伝教教案	第317巻	全1巻
12. 礼儀	第318巻～320巻	全3巻
13. 文教衛生	第321巻～323巻	全3巻
14. 其他	第324巻～333巻	全10巻

（目次に「巻」と記してある番号は、実物の文書の包みには「号」と表記してある。以下に引用する文書の号数は即ち目録の巻数である。）

2. 順天府宝坻県の行政区分と郷保

順天府宝坻県は、乾隆十年の『宝坻県志』によると、海浜郷（東）、広川郷（南）、望都郷（西）、渠陽郷（北）に区分され、それぞれの郷には五つの里が置かれていた。里の大きさはさまざまであるが最も大きい興保里（海浜郷に属する）は120莊（庄）を有する。そして120の莊は五つの保に分けられており、各保には「郷長」および「保正」が各4名置かれたことになっている。従って興保里の一つの保には平均して24の莊、即ち村落があったことになる。管轄する莊の最も少ない新得里は合計八つの莊が3保に分けられているが、それを全部1人の「郷長」が管轄する。また里全体で1保をなす安成里では、管轄14の莊を「郷長」および「保正」が合同で統轄する⁴⁾。『順天府全宗』の郷保任免に関する文書には、興保里に関する文書が最も多く含まれている。そして県志に記されている20の里のうち、安成里や新得里の関係書類は筆者の閲覧した書類包の中には1枚も入っていないかった。

「郷保」という名称は「郷約・地保」をつづめたものらしく、宝坻県檔案のなかで代わる代わる使用されている（Huang, 1985, p.224脚注参

照)。以下の文書はその一例である（漢字は当用漢字に改めた）。

[文書A]

「為遵差伝送驗事。案蒙本府包憲札飭、將各鄉約地保造具姓名年貌清冊、該鄉約地保等解府聽候点驗等因。蒙此合行差伝送驗、為此仰役即將單開各鄉保限□日内按名伝集赴縣、以鈐造冊送驗。去役母得違延、干咎。速々。」

道光十二年十二月初六日

正堂劉

（『順天府全宗』第89号。断片。傍点は筆者）

檔案文書には県誌でいう「郷長」や「保正」という名称は使われていない。或いはこの両者を併せて「郷保」と称するようになったのではないかとも想像できる。

郷保の任務の内容については、筆者の閲覧した免任に関する文書からは具体的に知ることはできない。「郷保一役、有稽察地方、承催租糧之責、未便乏人」という字句がしばしば使われていることから、租税の督促（立て替えをもたらしい）および郷村の治安維持に関する任務が主な任務であったことが伺われる。

1人の郷保の受け持ちは大体20数個の庄（村落）であった（Huang, 1985, p.225）。各庄の牌頭および甲長は、郷保が選んで知県に推薦して県署に引率する。儀礼的な引見を経て知県の任命を受けるのであった。以下の文書は居仁里の郷保が管轄下の庄の牌頭、甲長、里書を推薦し、彼らの任命を乞う文書である（同類の文書では牌頭のみ、または牌頭および甲長の推挙をしているのがほとんどで、この例のように「里書」が出てくるのは珍しい）。

[文書B]

「稟

具稟居仁里郷保斬國興為選派牌頭甲長里書事。切身所管新務屯等庄、並無牌頭甲長里書、無人查催官租銀兩。今身選得新務屯庄耿吉聖、田普堪可認充該庄牌頭、呂洪緒堪充該庄甲長、韓立堪充該庄里書、又太平庄張天相堪充該庄牌頭、白國祥堪充該庄里書、又姜家庄陳順堪充該庄牌頭、鄧家庄王其時堪充該牌頭催租辦公、為此選派叩乞太

老爺恩准伝認辦公施行上稟。

道光二十五年十一月初五日

（『順天府全宗』第90号「道光二十五年十一月□日拵居仁里郷保斬國興稟耿吉聖等堪充牌頭卷」）

3. 郷保の選任過程

郷保選任の過程はまず現役郷保の不在の報告にはじまる。郷保が欠員になる理由は死亡のほかに、病気や老齢のため辞任を願い出るケースや不正を咎められて革職されるケースもあるが、ほとんどは「潜逃」や「出外」であった。筆者のみることのできた文書に出てくる106名の郷保のうち、退任理由の判明する者は54名であるが、そのうちの44名は「潜逃」「出外」である（附表参照）。では郷保が不在になったことを県に報告するのは誰であったか。多くの場合、それは「阜頭」、「壯頭」、「快頭」、「捕頭」等の職名をもつ衙役であった。彼らが納稅の督促をするため、または県署への召喚状を携えて村里へ赴くと、村の道案内をして協力するはずの郷保が行方不明になっていることがある。すると衙役は職務の遂行が困難になるので、県令に郷保の失踪を報告すると同時に、代わりの郷保の選任を乞うことになる。次に示す文書はそのような報告書（「稟」）の一例である。

[文書C]

「稟

具稟阜頭陳起為回明事。切奉票提取、蒙尹憲札飭提取本年会試謄錄、厨役等差驗解等因、遵即往飭。除書手孟聿修等遵辦外、惟興保里郷保李占順潜逃無踪、伊家属云称不愿充当郷保、現在差務無着。理合回明叩乞大老爺因准賞諭選派郷保、以免悞公施行上稟。

咸豐十年二月十一日

（『順天府全宗』第91号「咸豐十年二月□日拵阜頭陳起具稟郷保李占順潜逃卷」）

郷保は時折り全員が県署に出頭して点呼を受け訓話を聽かなければならなかった。彼らを呼び出し、出欠を報告するのは衙役の仕事であった。

点呼の際に1人や2人の郷保の失踪が発覚するのが常であった。次の文書は衙役の報告の一例である。

[文書D]

「具稟阜頭康輔臣為回明事。切奉票差伝各里郷保聴候當堂点卯諭話等因。役遵往伝。現將郷保張珍、張明遠、張國玉、王貫一、王美亭、張瑞祥、劉美臣、馬具五、趙会令、書手王耀先伝案。惟齋振徳貌視鈞票抗不來案。孫兆和拵伊家属云称於去年十二月間外出。董家耀現在拵示在案。理合回明叩乞太老爺查核施行上稟。」

道光十年二月初四日

(『順天府全宗』第88号(断片)「郷保聴候當堂点卯諭話」)

次に紹介する一連の文書(文書E1~E7)は、新安里(県志には渠陽郷所轄で1人の「郷長」が1保、26莊を領すると記されている)の郷保任命に関するものである。必ずしも典型的な例とはいえない面もあるが、たまたま保存状態がよく、全文を筆写することができた。『順天府全宗』第88号の書類包の中にあるこの一連の文書の表紙には「宝坻県。刑房。一宗回明事。道光十年四月□日拵阜頭石坤具稟郷保王起先点卯未到潜逃卷。」という記載があり、別筆で「張必生認充」および「五十六号」という字句が書き加えられている。この番号は年の初めから数えて年内に作成されてファイルの整理番号であるらしい。

最初の文書は、郷保の失踪を報告する衙役の稟で、〔 〕の日付は別筆の書き入れである。表紙の記載は最初に綴られた文書の要約であるが、文書の年月を記すのみで日付の箇所は空白になっている。

[文書E 1]

「稟

具稟阜頭石坤撥役黃玉為回明事。切奉票差伝西路郷保于得舉等聴候点卯諭話等因。役遵即往伝。現將郷保于得舉、鄧珍、梁永福、耿燦、董梁公、韓玉山、張起元、齊玉生、王亮遠、劉天成、李國起伝案。其郷保王起先、閻丕承、拵家属云称、現在外出、並未回家。理合回明叩乞太老爺查核施行上稟。」

道光十年四月 [廿一] 日

[文書E 2]

「為諭飭議舉郷保事。案拵阜頭石坤具稟、新安里郷保王起先潛逃無踪、理合回明等情。拵此、查郷保一役有稽察地方盤詰奸軌領催糧租之責、未便乏人。合行諭飭、為此仰役即飭書手白林会同車領民人等、在於本保村庄内、選舉家道殷實歷連老誠一人、限□日内出具公保送縣、以憑驗充郷保接辦公務、去役同該書手等均毋違延及藉端滋擾、干咎、速々。」

一 票 稿

道光十年四月 [廿三] 日刑房劉輔成 [承]。

正堂黃 [行]

(これは県署に残された指令書の草稿で、〔 〕は別筆で書き入れてあるもの。)

[文書E 3]

「稟

具稟快頭于文亮、撥役梁文魁為回明事。切新安里郷保王起先潛逃、蒙票差役飭令書手車領会同士民選舉妥人、公保驗充等因。役屢次往催。奈書手白林、車領黃振德總係支吾抗不遵諭選舉。為此回明叩乞太老爺核奪施行上稟。」

道光十年旧閏四月 [十六] 日

(この稟には、「着再催令白林等挙保妥人認充、毋任抗延、干咎。」という県令の指令が書き入れられている。)

[文書E 4]

「稟

具稟新安里書手白林為稟明選舉郷保事。切身里郷保王起先潛逃、現蒙票飭身会同車領人等選舉妥人驗充等因。身遵即選得張必生、李福臣、劉永土、均皆家道殷實堪可充当郷保、為此稟明叩乞太老爺恩准伝案點驗施行上稟。」

道光十年四月 [廿九] 日

(この稟には、「候伝案驗充」という県令の指令が書きこまれている。)

[文書E 5]

「為伝験事。拠新安里書手白林具稟、郷保王起先潜逃、蒙諭飭令会同車領人等選派妥人接充等因、今身選得張必生等俱皆家道殷实、歷練老誠、堪可充当郷保、叩乞伝験等情。拠此合行伝験。為此仰役即協同書手、將後開張必生等限□日内伝齊赴県、以覈驗充郷保接辦公務。去役毋得違延及籍端滋擾、干咎、速々。

計伝

張必生 李福臣 劉永士

書手 白林

一 票 稿

道光十年五月 [初三] 日刑房劉輔成 [承]

正堂黃 [行]

(この場合のように複数の者が郷保の適任者として推薦され、そしてその全員が直接に呼び出されるのは例外的である。推薦された3人のうちの1人が任命されるのであるが、他の2人は次の文書が示すように保証人となっている。これも例外的で、保証人になる人びとと郷保の役目に当る人びとは別々のグループであった、というのが他の文書から得る印象である。)

[文書E 6]

「保状

具保状新安里車領黃振德、車領王宗林、書手白林、幫辦楊士璽、李士舉、李福臣、劉永士 今於与保状事。切身里郷保王起先潜逃、身白林遵論選舉張必生等家道殷实為人老誠、堪可接充郷保辦公、蒙票伝点驗。今大家議明張必生情愿認充。身等理合出具公保懇恩准認。倘有錯悞、惟身等是問。所具保状是實。

楊士璽 十

白 林 十

王宗林 十

黃振德 正

李士舉 十

李福臣 十

[准保]

道光十年五月 [十七日]

[文書E 7]

「認状

具認狀民人張必生 年四十四歳 住新安里西三岔口 今於与認状事。切身里郷保王起先潜逃、經書手白林選舉身接充。身情愿具認小心辦公、不敢錯悞。所具認狀是實。

[准認]

道光十年五月 [十七] 日 張必生 十

以上で新郷保の選任が完結し、このファイルはこの文書で終っている。

郷保の欠員によって被る不便を訴えるのは衙役ばかりではなく、「車領」や「幫辦」「首事人」等とよばれる村里内の指導者の場合もあった。「差務」として特別の雜税が課されると、そのたびに、郷保が各庄から取り立てをしていたからである。次の文書は車領が知県に郷保の補欠選任を乞うている例である。

[文書F]

「興保里車領崔秉鐘為稟明事。切蒙票飭身並郷保王文生辦理東陵大車一輛等因。奈郷保王文生於票出時潛逃。况遇差務、向係郷保赴各庄攤擲錢文、以覈辦差。身車領不知各庄辦差之家、難以攤辦。懇恩諭飭閣理各庄幫辦人等、在於該里公同議舉殷実妥人接充郷保、飭辦差務。伏思郷保有承催錢糧之責、如不趕緊選舉、不但有悞辦差、而且錢糧更屬緊要。茲蒙飭辦車差、身恐悞公、只得稟明太老爺查核、恩准迅賜諭飭閣理幫辦人等、趕緊議舉郷保、庶免悞差寃為公便上稟。」

咸豐二年九月二十八日

(『順天府全宗』第91号 断片)

この車領の稟に知県は「候飭書手幫辦人等即選妥人接充」という指令を書き入れている。ここにいう「書手」または「里書手」という役職に在る者は、郷保と同様に民間人であり、郷保と共に点呼に呼び出された(文書D参照)。里書手も郷保が不在になると不便を被ることになっていたようだ、そうであるならば新任郷保の任命に熱心にならざるを得ない。

次の文書は、春先の河川工事の時期に郷保がいないのは困ると言って新任の選任を乞うている里書手の稟である（ここにいう里書手は里の役職であって、文書Bに出てくる庄の里書とは別格である）。

[文書G]

「具稟興保里書手李維芳為稟請賞諭議舉郷保事。切因本里郷保唐徳純拐差潜逃、現在乏人辦公。茲届春融修理河工之際、未便乏人、恐有貽悞。理合叩乞太老爺恩准賞諭議舉郷保辦理公務施行上稟。」

道光二十九年正月二十六日

これに対して知県の戴は「為諭飭事……仰役即協同該管書手李維芳在於該里会同車領幫辦人等、趕緊選舉妥實之人、限八日內公保赴縣以覈點驗」という指令（「諭」）を二月二日付で出して、衙役に書手と共に該里の指導者を集めて適当な人物を選出させ、面接のために8日以内に県署へ連れてくるように命じている。ところが2ヵ月経っても郷保の後任は見つからない。三月二十四付の稟で書手の李維芳は当分の間自分が郷保の任務を代行してもいいと申し出た。知県はそれを暫定措置として許すが、同時に後任の郷保を早く選出するように促している。にもかかわらず後任は1年間も見つからなかったらしく、道光三十年二月七日になって新任の知県王が催促の指令を出している。その年の十月十九日になってから、興保里車領唐徳栄および民人唐興周（興保里大唐庄に居住）等が同里李家河庄に居住する民人傳声遠を選出した（『順天府全宗』第90号「道光二十九年正月□日拵書手李維芳〔佚卷名〕卷」）。

4. 郷保の選出と「車領」「車籤」「幫辦人」の役割

さて、郷保の欠員が生ずると、知県は里書手に命じて当該地区の「首事人」（指導者）が新任候補を推举するよう促すのであるが、次の文書は、知県の指令を伝達するために差遣された衙役に与えられた令状（「票」）の一例である⁵⁾。

[文書H 1]

「為諭飭議舉郷保事。案照和樂里郷保張廷選悞公斥革、查郷保一役有稽察地方承催糧租之責、未便乏人、合行諭飭議舉、為此仰役、即

飭該書手、会同本里車領紳耆士民人等在於本保村庄内、選舉家道殷实歷練老誠一人、限□日内出具公保送縣、以覈驗充郷保接辦公務、去役同該書手等、均毋違延索擾、干咎、速々。

道光十四年五月初八日

正同許

〔『順天府全宗』第88号「道光十四年五月〔八〕日拵和樂里郷保張廷選悞公斥革並諭飭選舉妥人接充卷〕〕

「車領」、「車籤」、「幫辦人」等は、知県のに指令に従ってすぐ行動するかというと必ずしもそうではなかった。上記の文書に続く「書手」の報告は、彼らの非協力を訴えている。

[文書H 2]

「具稟和樂里書手張永保、為抗不遵諭選派郷保、叩恩訊飭事。切身里郷保張廷選因事被革。蒙諭飭令車領杜續等会同紳民人等公舉妥人接認郷保、以便点念辦公等因。經身屢催。奈車領杜續、幫辦任永發、董美石、劉成章、李魁三、李大全、李永春、王天柱、趙廷言、並不遵諭選派、以到里下乏人辦差。身恐遇差有悞。理合稟明叩乞太老爺恩准傳案訊飭実為〔？〕便上稟。」

道光十四年五月二十九日

〔『順天府全宗』第88号 同上〕

郷保不在のままにしておくと差役を課された場合にそのための任務を果たす者がない、と心配する里書手の報告に対して、知県は該里の車領、幫辦人等を訊問のために召喚するよう命じている。次の文書は召喚令状である。

[文書H 3]

「為伝訊事。案照和樂里郷保張廷選因悞公斥革、當經諭飭議舉妥人接充在案。現拵書手張永保具稟、車領杜續等並不遵諭選派、以致乏人辦公等情。拵此合行傳案訊責、為此仰役即協同書手將後開人等限□日内立伝赴縣以覈訊責。去役同該書手等均毋違延滋擾、干咎、速々。」

計伝

車領杜續 帰辦任永發、董美石、劉成章、李魁三、李大全、李永春、
王天桂、趙廷言、書手張永保
道光十四年六月初一日
〔順天府全宗〕第88号 同上)

この召喚令状の次に貼付されているのは「保状」および「認状」（ともに六月十三日付）である。車領、帮辦等が書手と共に後任郷保を推挙して保証人となって「保状」を書き、推挙された当人が郷保の任務を引き受ける旨の「認状」を書いて知県の承認を得て、この件が決着したことを物語っている。この一件は、後任郷保の推挙を済る帮辦等も、召喚令状が出されると、時を移さず行動を起こして知県の指令に従った例である。

5. 「保人」の責任

郷保の「保人」（保証人）となって「保状」に名を連ねている人物が里の指導者層であったことは想像に難くない。事実上、保証人の筆頭者として記されている氏名には、車領、帮辦、または書手の肩書きが附されていることが多い。さらに、文生、武生、監生という肩書きもしばしば現われる。数人または多いときは十数人の者が連名で保証人になっているのが普通である。上記のような肩書きのついている者はそのなかの少数であり、他の多数は「民人」である。いったん郷保の職を経験した者が新任郷保の保人になった例は探しても見当らなかった。郷保になる者と保人になる者は村内の異なった階層に属するのかとも思われるが、郷保の退任理由は死亡または逃亡がほとんどだったのであればそうも言えない。同一人物が何度も次々に替わる郷保の保人となっている例は多數ある。これは車領の肩書きをもつ者に多い。また、保証人になるような有力者が郷保の役に就くこともなかった。但し、以前に書手を務めた者が郷保に推挙されて任命された例はある（咸豐二年十一月十九日、南得里の劉巨林）。

では、郷保の保人になった者にはどのような責任が課されていたのであろうか。〔順天府全宗〕第88号から91号までの檔案からは次のような

事態が観られる。

郷保が失踪したり不正を働いた等の理由で罷免されると、里内の指導者に新任を推挙するよう知県の指令が下されるのであるが、里の指導者が責任を回避して指令書を運んで来た衙役を困らせることがあった。また、適任者がいない等という理由で新任を推挙しないこともあった。そのような場合には罷免された郷保の保証人が呼び出されて新任を推挙するよう命じられた。また、保証人は、失踪して罷免された郷保が催徵を請負っていた租税を代納させられることがあった。次の文書は、保証人としての責任を問われて県署に召喚され、郷保の請負っていた税金を代納させられることになった事例である。〔文書I〕これは尚節里郷保の李森の任命に始まり、李森が請負った税金の催徵を果たさずに県署に召喚されて体罰を受けて終る一件である。同時に呼び出された5人の保証人のうち1人だけが召喚に応じて責任をとらされている。保証人のうち、書手および車籤帮辦の肩書きをもつ者は出頭しなかった。

〔文書I〕

「具稟壯頭韓原善、快頭于文亮、阜頭康福臣、撥役左福來為回明事。切奉票拘伝悞比之郷保李森並原保當堂問話等因。役遵即協同書手拘伝。奈、書手邵輔桐躲避不見。役自行將郷保李森拘案、併將原保人邵天來伝案。所有原保人幫辦李鵬拋郷保李森云稱患病、陳德茂赴京生理、郭連科外出賣綿花去訖、理合回明叩乞太老爺查核施行上稟

道光七年十月〔二十六〕日

計開

郷保	李森	〔朱筆〕〔?〕責三十五板欠新旧二十二両零
原保人	邵輔桐	係書手 不到
	李 鵬	係帮辦人不到
	陳德茂	不到
	郭連科	不到
	邵天來	〔朱筆〕具限六日
	十月	〔朱筆〕廿六 日

李森の保証人のうち1人だけ出頭した邵天來は6日以内に李森の欠納

している22両を完納するという「限状」を入れた。それと同時にそのための保証人を立てて「保状」も入れて釈放された。

[文書I 2]

「保 状

具保人郭幅^{年三十歳}_{住天仙官街}今於興保事。依奉保得切邵天来六日内将租銀二十二両完清。身情願保邵天来回家措銀六日内来完。如錯惟身是問。所具保状は実。

〔准保〕

〕

[文書I 3]

「限 状

具限状原保郷保李森人邵天来今於興限状事。依奉限得切郷保李森承催銀下短二十二両、身情願代李森六日内完清不致逾限。茲蒙訣明、理合出具限状は実。

〔准限〕

道光七年十月 [廿六] 日 邵天来 十 〕

(『順天府全宗』第88号「道光六年十二月 [十二] 日拠阜頭
李廷柱稟郷保鄧雲生潛逃卷 (李森接充)」)

上掲の文書から明らかなことは、郷保の保証人は、その郷保が失踪すれば後任をみつけ、郷保が租税の催徴に失敗すればその額を代納する責任があった、ということである。但し、車領、幫辦と呼ばれた有力者は県署に召喚されても出頭した例はごく僅かであり、知県(即ち清朝国家)が郷村の有力者の責任を追求する力には限界があったことを物語っている。

6. おわりに

宝坻県における道光嘉慶年間の郷保の任免に関する記録から次のようなことが観察できる。

1) 租税の追促や県署への召喚命令の伝達をはじめとする村民とのかか

わりにおいて、県の行政にとって郷保の存在は不可欠であった。県署の衙役は地元の民間人である郷保の協力がなければ郷村内部の個人を探し出すこともできなかった。

2) 郷保の任命は、地域の有力者が保証書を添えて推薦した者に与えられた。保証人になるのは里内の有力者に加えて、数人から十数人の村の住民であった。

3) いったん郷保に任命された者は、老齢疾病などの理由で辞職願いを出してもなかなか辞職は許されなかった。また、郷保は在任中は無届けで旅行することも許されず、点呼に応じられないようなことがあれば咎められた。実際には多くの郷保は失踪してその結果として罷免されている。

4) 郷保として望ましいのは「家道殷実、歴練老誠」「年力精壯」の人物とされた。実際に年令的には35歳から50歳までのの中年の者がほとんどで、例外的な最年少者は21歳(咸豐四年任命)で、最年長者は60歳(咸豐二年任命)であった。彼らの経済的実力については判断の材料がない。また彼らが郷保の任を引き受ける動機についても積極的な材料はない。郷保の任務は明らかに労苦ばかりが多くで報酬のない任務だったのであるから、誰もが回避したのは想像に難くない。但し、極く少数ながら、いったん罷免された郷保が偽名を使って再任しようとした例がある。このような例は汚職の可能性につながる。郷保の汚職については、『順天府全宗』第153卷から第160卷まで「順天府宝坻県等閔于辦理官吏郷保的敲詐勒索及結伙搶劫問題的文件」があるが、これを閲覧することはできなかった。

ホアン教授が指摘するように、郷保は郷村の有力者と国家権力との間の緩衝装置として働くべく有力者によって選ばれた。そして郷保が大地主の脱税を帮助して免職になった事例も指摘されている(Huang, 1985, pp.230-231)。それでも国家は有力者を促して郷保の欠員を埋め続けさせるだけの強制力は保っていた、ということもできる。国家の強制力とは何であったのか。それは国家権力の一方的な発動といったものではなく、衙役、郷保、郷保の保証人の立場にあった有力者の間の力関係が国家に利するように働き続けていたと考えられるのではないだろうか。

5) 誰もがいやがる郷保の任に誰かを選ぶように里の有力者はせまられ

たのであるが、彼らはいったん引き延ばしをしても結局は誰かを推挙して知県の指令に従っている。その直接的な理由は、前任郷保の保証人となった者が召喚されて責任をとらされること、前任郷保のために租税納入の立替えをした衙役が執拗に催促したこと、等であったように伺われる。即ち、ここには車領や幫辦の地域の指導者としての積極的な協力精神とか、彼らの地域社会への責任感というようなものは表われていない。むしろ、衙役から保証人に至るまで、借金をして他人のために金銭の立替えをせざるを得なかった者が、自己救済のために後任郷保の選任を急がざるをえないような仕組みができていた。そのために郷保指名のメカニズムは動き続けていた、という印象を受けるのである。

近年来、ハーバーマスのいう近代社会の「公共圏」、すなわち市民社会の萌芽が帝政末期の中国にあったといえるかどうか、またひいては、現代中国における「国家」と「社会」の関係を考察する上でハーバーマスの「公共圏」モデルを適用することができるかどうか、についての議論がさかんである。このテーマをめぐる討論を特集した *Modern China* (1993年4月号) 誌上で、フィリップ・ホアンは、「国家」と「社会」の中間を占める「第三の領域」なる概念を提唱した⁶⁾。この概念が西欧的近代社会と中国社会の比較検討にとって有用であるか否かについてはすでに疑問が出されているのであるが⁷⁾、民事訴訟の過程における郷保の役割がホアンの議論を支えるひとつの支柱となっている⁸⁾。郷保は官員の命令に従って民事紛争の調査報告をするばかりではなく、民間の当事者の意向（たとえば訴訟を取り下げる等）を官に伝える仲介者としての役割をもっており、従って仲介者としての権威のゆえに紛争解決に影響を及ぼす存在でもあった、という事実を根底にした議論である。帝政中国の社会に、果たして「第三の領域」といえる実態が存在したか否かについては、小論の範囲を超えるテーマであるが、郷保の役割をどのように解釈するかという問題は、帝政中国の行政（司法も含めて）の性格を理解する上で興味深い問題である。

注

1) 1993年9月から11月にかけて筆者が北京に滞在したとき、すでに整理の始まっていた『順天府全宗』の閲覧の許可を与えて下さった中国第一歴

史檔案館の徐藝圃館長に深く感謝する。そして、檔案の整理が一日も早く完結して再び閲覧可能になる日が訪れる事を切望する。

- 2) Philip C. C. Huang, "Country Archives and the Study of Local Social History: Report on a Year's Research in China", *Modern China*, v.8, no.1 (Jan. 1982). 同著, "Public Sphere'/'Civil Society' in China? : Third Realm between State and Society", *Modern China*, v.19, no.2 (Apr. 1993), pp.216-240. 同著, "Between Informal Mediation and Formal Adjudication: The Third Realm of Qing Civil Justice", *Modern China*, v.19, no.3 (July. 1993), pp.251-298. 「郷保」の制度については、同著者, *The Peasant Economy and Social Change in North China*, Stanford Univ. Press, 1985, pp.224-231 参照。Kathryn Bernhardt and Philip C. C. Huang (eds.), *Civil Law in Qing and Republican China*, Stanford Univ. Press, 1994.
- 3) 寺田浩明「宝坻県檔案と乾隆題本——中国第一歴史檔案館見聞記」,『東洋法制史研究会通信』第4号(東洋法制史研究会, 1989), 34-41頁。
- 4) 清・洪肇琳纂修『宝坻県志』8冊, 乾隆十年序, 卷之六〈郷閭〉。
- 5) 5. 令状の種類については滋賀秀三「清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見——淡新檔案を史料として」,『法制史研究』37号(法制史学会年報1987年), 44-49頁参照。
- 6) Huang, op. cit., *Modern China*, v.19, no.2.
- 7) R. Bin Wong, "Great Expectations: The 'Public Sphere' and the Search for Modern Times in Chinese History",『中国史学』第3巻(1993), pp.7-50.
- 8) Huang, op. cit., *Modern China*, v.19, no.3.

(Noriko Kamachi University of Michigan, Dearborn)

清季華北の「郷保」の任免（蒲地）

附表：道光年間（1821-1850）宝坻県の郷保任免

氏 名	居住庄名	任命時年令	初出・後出文書年月日	認狀日付	逃亡・退役報告	退役理由	註		
							承催不辦斥革		
唐茂 馮進明 于成禄 田宇 馬得山	南四顆樹庄 黃庄	38	14-11-6 17-7-28	15-2-13	19-6-6以前 24-7-12	(在役1年11ヶ月)	潛逃		
傅德明 于鶴亭 馬秀章 李承恩 李宝林 傅發 鄧福 安仲英 王漢奎 王顯功 唐茂生 于美然 馬玉琢 張蓮和 馬福春 傅声遠 厚俗里 趙寬泗	黃庄 劉萬庄 于家封庄 北李庄 李家庄 陳甫亮庄 八門城 大西庄 黃庄 黃庄鎮 李家河庄	33 44 46 38 50 45 44 30 32 52	17-7-30 19-6-6 ①18-6-8 ②23- 28-9-10 19-6-24 21-9- 22-7-14 24-7-12 23-1- 24-6-2 XF 4-9-3 25-9-23 23-1- 28-12- 27-11-8 29-2-1 3-2-24	23-12-26 28-1-15 25-9-15 29-3-28 - 23-1-29 29-7-4 19-6-24 - 22-1-26 24-12-7 29-9-15 (保狀) 24-9-3 25-9-23 23- 28- 28-12-26 27-11-1 30-10-19	XF 4-7-3 29-7-4 XF10-12-12 19-6-24 21-9- XF 8-7-1 24-9-3 25-9-23 28- 28-12-26 27-11-1 30-10-19	(在役7年) (在役15年) (在役6年6ヶ月) (在役11年) (在役2年3ヶ月) (在役1年4ヶ月+) (在役14年) (在役5年8ヶ月以上)	已故 病故 潛逃 草職 悞公斥革 潛逃 抗不遵辦逃亡 病故 斥革 潛逃 潛逃		出外

氏名	居住住名	任命時年令	初出・後出文書年月日	認状日付	逃亡・退役報告	退役理由	註
劉太占 (張其祥)	北潭庄 工部庄	30	3-2-24 26-11- 4-9-19	23-1-28 9-11-8 7-閏5-27 9-12-11	3-5-3 26-11-12	被革 不願充	(在役23年7ヵ月))
劉蓮坤 張玉山 孫士棟 孫起 趙福 孫占魁 韓宗奎 趙文才 袁順齡	西河務庄 羅家務庄	36	6-7- 9-7-2 17-11-21 13-8-3 21-6-14 26-4-17 26-4-17 XF 2-9-17	9-7-2		遞述	
居仁里 孫兆和 張茂 斯國興 張玉祥 劉錫祺	孝行里 王後如 白文福 孟美玉 孟美堂 (孟光明)	38	1-1-22 19-6-6 23-1- 30-6-17 30-12-13	26-4-17 XF 2-9-17	XF 2-9-17	斥革 稟請退役 患病不能辦公	懇准退(不准)
岳家庄 郭家深子庄 鮑濱庄 “		44	25-1-23 25-1-23 23-1- 25-11-15 29-5-20	25-2-3 25-11-15 29-4- 不承認)	25-1-23 25-11-15 29-4- 不承認)	年老 (73) 潛逃 無差餉肥已革	(在役2年) (在役3年6ヵ月)

氏名	居住住名	任命時年令	初出・後出文書年月日	認狀日付	逃亡・退役報告	退役理由	註
順土鳳 李傑華 孟守德	龍虎庄	50+	29-4-	29-6-14	30-12-4	催租糧不力 責革	
尚節里 鄧云生 李森 張起元 鄒昆山 何盛公 劉萬增 張士英	商王店庄 滑尖庄 何辛庄 孫家庄	44 33 55 42	30-12-4 30-12-4 22-5-11 24-10-24 23-1- 29-11-8	30-12-4	6-12-12 6-12-12 10-2-21 10-2-21 23- - 24-12-11 28-5- 30-2-9	潛逃	(在役2年7ヵ月) (在役5年+)
慈恩里 趙文孝 和榮里 王貴一 裴萬發 張國玉 來永順 張廷選 劉際昌 陸純一 張恒太		22-2-4	23- -				
					3-4-26 5-5-3 11-1-28 11-1-28 14-5-8 14-5-8 17-8-28 17-2-28	5-5-3 11-1-28 14-5-8 14-6-13 17-8-28 17-8-28	潛逃 被革 操公兵革 潛逃 (在役5年+)

氏名	居住庄名	任命時年令	初出・後出文書年月日	認状日付	逃亡・退役報告	退役理由	註
藍成緒 王寛 王有珍 趙恩慶 崔天祥 劉永和 得義里	龍儀頭 楊馬頭 五登庄	38 42 50	21-4-8 21-4-8 26-12-19 26-12-19 30-9-24 30-9-24 XF 2 -	21-4-13 26-12-19 30-9-24 30-10-12	21-4-8 26-12-19 30-9-24	責革 潜逃 請退 (在役1年5ヶ月+)	
王貴奇 王萬倉 党得寬 好礼里	高八魁庄	31	1-2-15 1-2-15 9-3-21	1-6-14	1-2-15	王元公示革枷号	
楊永山 劉經 董盈忠 張巨川 張化新 孫玉亭 劉天成 孫美石 張頭揚 新安里	大廟各庄 大廟各庄 大廟各庄 大廟各庄 大廟各庄 大廟各庄 白必生	50 36 42 33 47	1-2-23 1-2-23 7-11-26 8-6-25 9-9-16 9-9-16 9-12-10 21-7-3 23-1- 3-4-6	1-2-23 1-2-23 8-6-25 9-9-16 9-12-10 9-12-29 11-9-25 21-12-5 3-4-6	1-2-23 8-6-25 9-9-16 9-12-10 9-12-29 11-9-25 21-12-5 3-4-6	病故 革不能催革 潜逃 (在役3ヶ月) (在役1年9ヶ月) (在役2年4ヶ月+) 潜逃	

氏名	居住庄名	任命時年令	初出・後出文書年月日	認状日付	逃亡・退役報告	退役理由	註
白魁 白奎 王起先 張必生 務本里	三岔口 彩家鋪庄	44 38	3-4-6 6-8-1 10-4-21 10-4-21 19-9-5 19-9-5	3-4-6 10-4-21 5-5-17 19-9-18	3-4-6 10-4-21 19-9-5	潜逃 (在役13年) 差訛錢革	

(XFは咸豐。咸豐年間の在役者については閲覧することのできた文書の数が少いため表に入れなかった。)